

「(仮称) 戸田市地球温暖化対策条例素案」についての意見募集

戸田市では、戸田市環境基本条例に定める理念をもとに、環境への負荷の少ない循環型社会の仕組みをつくり、あらゆる生物を生存の危機にさらすおそれのある環境リスクに対して適切に対処し、自然環境と調和のとれた快適なまちを実現することを目指しています。

そこで、戸田市は1998年に制定された地球温暖化対策推進法を受け、地球温暖化対策に関して、市民や戸田市を取り巻く人々、及び本市の責務を明らかにするとともに、戸田市から排出する温室効果ガスの削減目標やその他必要な事項を定め、現在及び将来の市民等の健全な生活の確保と、持続可能な社会を実現することを目的とし、「(仮称) 戸田市地球温暖化対策条例」を制定・施行することを考えております。

つきましては、下記により市民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1. 意見募集期間

平成21年9月1日(火)から平成21年9月30日(水)まで

2. 資料の公開場所

市のホームページ(<http://www.city.toda.saitama.jp/>)、環境クリーン室(市役所3階29番窓口)、市政情報室(市役所3階西側)、各福祉センター及び笹目コミュニティセンターでご覧いただけます。

3. 関係資料

別紙のとおりです。

4. 意見の提出先

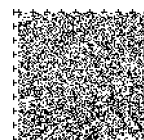
戸田市 市民生活部 環境クリーン室

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話 048-441-1800 内線(344・377)

FAX 048-433-2200

Eメール kankyo-cl@city.toda.saitama.jp



5. ご意見を提出する際の留意事項

提出にあたっては、住所・氏名（法人にあつては、名称、担当者名、事務所所在地等の連絡先）を明記してください。

6. 提出されたご意見の公表

提出いただいたご意見は、市の考え方を付して内容を公開する予定です。その際に氏名、住所等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7. 「(仮称) 戸田市地球温暖化対策条例素案」についての問い合わせ先

戸田市 市民生活部 環境クリーン室

電話 048-441-1800 内線(344・377)

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 庶務課

電話 048-441-1800 内線(393)

